2026 年 11 月 20 日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について（案）等に対する意見

日本生活協同組合連合会
代表理事専務 藤井喜継

液化石油ガス（以下、LP ガス）は、日本の消費者の約 4 割が利用しており、生活に欠かせない重要な家庭用エネルギーです。しかし、いわゆる無償貸与や貸付配管といった商慣行を背景に、特に賃貸集合住宅において LP ガスを利用する消費者が不利益を被っている事例が見受けられており、消費者が事業者と健全な取引を行える環境を整えることは重要です。

こうした問題は、2024 年の改正省令により、過大な営業行為の制限、LP ガス料金等の情報提供、三部料金制の徹底を柱とし、2025 年度にかけて段階的に施行されました。

全面施行から 1 年以上が経過する中、経済産業省の液化石油ガス流通ワーキンググループにて、施工後の状況を踏まえつつ議論が行われ、より商慣行を健全化する方向で、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について（案）」と「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（案）」として示された内容に賛同するとともに、今後、制度改正・運用の実効性を高めるために、以下意見を申し述べます。

1．賃貸集合住宅の所有者等への利益供与を一切許容しない考え方に賛成します。

（意見の内容）

「正常な商慣習を超えた利益供与の制限」として、賃貸集合住宅等のオーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす行為については、過大なものかどうかにかかわらず一切行うことは許容されないとした、今回の案に賛成します。また、こうした利益供与を求める不動産・住宅関係事業者側の商慣行については、国土交通省等とも広く連携し、一体的に是正を進めてください。

なお、戸建住宅の一般消費者等に対し、「正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと」として、利益供与の金額が 2 万円を超えないこととされていますが、この金額の根拠が不明瞭であり、こうした利益供与はなくしていくことが望ましいと考えます。契約期間が 2 年間を超える場合についても、利益供与の水準は 2 万円までであることを分かりやすく記載してください。

（意見の理由）

賃貸集合住宅の場合、所有者等への利益供与が行われ、入居者が知らないままにガス料金に上乗せされるという商慣習はなくしていく必要があります。あわせて、消費者が入居前から情報を知り、適切に選択できるようにしていく必要があります。

２．貸付配管、低廉料金の取り扱い、料金改定理由、既存契約への適用場面を具体的に示す

ことに賛成します。これらが周知徹底されることを求めます。

（意見の内容）

いわゆる貸付配管において配管が建物に付合し販売事業者の所有と扱われない場合があると示したことをはじめ、標準的料金より低廉な料金を適用する場合の取り扱いや、料金改定理由の明記、施行日前の契約においても主たる内容の変更が生じた場合に新規律を適用する考え方を示したことに賛成します。これら改正について実効性を確保するために、事業者への周知徹底を求めます。

（意見の理由）

消費者がより選択するうえで判断しやすくなるよう、貸付配管等における対応すべき内容が具体的に記され明確化することが重要です。あわせて、これらの改正について、事業者がしっかりと対応するように周知を徹底していく必要があります。

３．改正後、定期的に実態を監視・調査し、運用を実効性あるものとすることを求めます。

（意見の内容）

今回の改正を実効性のあるものとするために、資源エネルギー庁や各地域の経済産業局、自治体等による立ち入り検査体制（検査員増、検査マニュアル作成・検査項目統一・検査担当者研修等）を整備し、市場実態の監視・調査を継続することを求めます。

（意見の理由）

今回の改正は、長年続いた商慣行を是正させるために、これまで行われてきた措置の強化につながることを期待しています。これらの改正を実効性のあるものとするためには、関係者への周知・徹底を図るとともに、規制当局による定期的な検査の強化が重要であり、実効性を確保するための方策が必要です。

以上